

(軽易文書)

平成21年2月18日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 河 本 雅 也

検察官及び弁護士によるWeb版量刑検索システムの利用に
ついて（事務連絡）

標記の利用について、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）施行の日から、別紙のとおり運用することが相当であると考えますので、参考にしてください。

なお、対応する検察庁及び弁護士会に対し、この事務連絡の内容を適宜の方法でお伝えください。

(別紙)

第1 利用対象者

- 1 利用の時点で起訴された裁判員裁判対象事件を担当している検察官
- 2 利用の時点で起訴された裁判員裁判対象事件を受任している弁護士

第2 利用できる機能

- 1 データの検索
- 2 帳票の印刷

第3 利用できる範囲

担当又は受任している裁判員裁判対象事件の公判及び公判前整理手続（以下「公判等」という。）の準備に必要な範囲に限る。

第4 利用環境

- 1 裁判員裁判実施庁の庁舎内に設置した専用端末により利用する。
- 2 利用時間は、原則として各庁の窓口業務取扱時間内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第5 利用手続

- 1 利用を希望する検察官及び弁護士（以下「利用者」という。）は、第4の1の専用端末が設置された部署の裁判所職員（以下「職員」という。）に対し、利用の申込みをする。

その際、利用者は、備付けの「Web版量刑検索システム利用簿」（書式は別紙様式のとおり。以下「利用簿」という。）に以下の事項を記載する。

- (1) 利用資格（検察官・弁護士の別）
 - (2) 氏名
 - (3) 担当又は受任している裁判員裁判対象事件の事件番号
- 2 利用の申込みを受けた職員は、利用者が検察官又は弁護士の資格を有するかどうかを確認する。その際、必要に応じ、身分を証明する書類等を提示させる。
 - 3 2の確認完了後、職員は、自らシステムへのログインをした上で、利用者に

システムの利用を開始させる。

- 4 職員は、利用簿に利用年月日及び利用開始時刻を記載する。
- 5 システムの利用が終了したら、利用者は、職員に対し、その旨を申し出る。
- 6 5の申し出を受けた職員は、利用簿に利用終了時刻を記載し、利用者が帳票を印刷した場合にはその枚数を記載する。

第6 利用条件

- 1 利用者は、システムの利用に当たっては、備付けの操作マニュアル等を参考にして、直接自ら端末を操作しなければならない。ただし、職員に対し、操作の補助を依頼したり、操作方法について質問することを妨げない。
- 2 利用者は、必要に応じ、印刷した帳票を職員から交付を受けて持ち帰ることができる。ただし、これを公判等の準備以外の目的に利用してはならない。
- 3 利用者は、システムの利用に関して、職員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

(別紙様式)

Web版量刑検索システム利用簿

[illegible]

※ 利用希望者は、太枠内の項目を御記入ください。

(軽易文書)

平成21年2月18日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 河 本 雅 也

検察官及び弁護士によるWeb版量刑検索システムの利用に
関する事務について（事務連絡）

本日付けで、当職事務連絡「検察官及び弁護士によるWeb版量刑検索システムの利用について」を発出したところですが、これに関する事務については、別紙のとおり取り扱うことが相当であると考えますので、参考にしてください。

（添付資料）

- 1 操作マニュアル（検察官・弁護士用）
- 2 操作手順概略図
- 3 FAQ

(別紙)

第1 事務の掌理者

本件に関する事務については、裁判員裁判実施庁の刑事訟廷管理官又は訟廷管理官が掌理する。

第2 利用資格の確認等

- 1 利用資格については、バッジや身分証明書の提示その他の方法により、利用者が検察官又は弁護士の資格を有することを確認する。
- 2 利用の時点で起訴された裁判員裁判対象事件を担当又は受任していることについては、利用者による利用簿への該当事件番号の記載によって確認する。
- 3 検察事務官や法律事務所の事務員等については、利用を認めない。

第3 利用時間

利用者が出席した公判審理が予定より長引くなどやむを得ない事情があり、利用の必要性が認められる場合には、窓口業務取扱時間外においても、可能な限り対応すること。

第4 ログイン作業等

- 1 OSへのログインについては、スマートカード（ログイン情報が搭載されたICカード）により、職員において行うこと。
- 2 システムへのログインについては、所定のID及びパスワードを画面に入力することにより、職員において行うこと。
- 3 システムへのログインID及びパスワードについては、第1の掌理者あてに別途配付する。

なお、複数台の専用端末が設置されている庁については、台数分のログインID及びパスワードを配付するので、端末ごとに固定して利用すること。

- 4 スマートカード並びにログインID及びパスワードの管理については、十分注意すること。
- 5 利用終了後は、必ずログアウトすること。

第5 利用簿

- 1 取扱窓口を利用簿を備え付けること。
- 2 利用簿については、訟ろ－15－B「雑」（訟務の付随的事務に関する文書）に分類される司法行政文書として、各庁において保存することとし、保存期間は1年とする。
- 3 複数の専用端末が設置されている庁においては、いずれの端末を利用したのか判別できるよう、あらかじめ各端末に識別符号を付した上、それを利用簿の備考欄に記載すること。

第6 操作マニュアル等

本事務連絡に添付した以下の操作マニュアル等を取扱窓口へ備え付けること。

- 1 操作マニュアル（検察官・弁護士用）
- 2 操作手順概略図
- 3 F A Q

なお、1はファイルに綴じるなどして、2及び3はクリアケースに入れるなどして、それぞれ備え付けること。

第7 利用制限

以下のような場合には、利用を不許可にし又は中止させなければならない。

- 1 一般的・抽象的な量刑に関する調査・研究等を目的とする利用であると認められる場合
- 2 データ検索の結果の公表等を目的とする利用であると認められる場合
- 3 長時間利用を継続したり、帳票を大量に印刷するなど、他の者の円滑な利用を阻害すると認められる場合
- 4 不正アクセスを試みるなど、システムやJ・NETの円滑な運用を阻害すると認められる場合
- 5 その他、利用目的や利用方法が不相当であると認められる場合

第8 その他

- 1 職員は、利用者によるシステムの利用状況について、十分注意を払う必要はあるが、終始監視するまでの必要はない。
- 2 利用資格の有無や時間外利用の許否、利用制限の要否などについての判断は、第1の掌理者において行うものとする。

(軽易文書)

平成21年5月20日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 河 本 雅 也

検察官及び弁護士による Web 版量刑検索システムの利用に
ついて（事務連絡）

標記の利用については、各庁において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）施行の日から、平成21年2月18日付け当職事務連絡「検察官及び弁護士による Web 版量刑検索システムの利用について」を参考にした運用をご準備いただいているところですが、同事務連絡別紙の内容を下記のとおり、一部変更することが相当であると考えますので、お知らせいたします。

ご不明な点がございましたら、刑事局第二課裁判員手続第二係までお問い合わせください。

なお、対応する検察庁及び弁護士会に対し、一部変更の内容を適宜の方法でお伝えください。

記

第1 「第1 利用対象者」を

- 1 利用の時点で裁判員裁判対象事件（検察庁における事件番号が付された以降のもの）を担当している検察官
- 2 利用の時点で裁判員裁判対象事件（検察庁における事件番号が付された以降のもの）を受任している弁護士
と変更する。

第2 「第3 利用できる範囲」を

担当又は受任している裁判員裁判対象事件の公判及び公判前整理手続（以下「公判等」という。）の準備に必要な範囲に限る。

なお、印刷した帳票を被告人に閲覧させることはできるが、交付することはできない。

第3 「第5 利用手続」のうち、1及び2を

- 1 利用を希望する検察官及び同検察官を補佐する検察事務官並びに利用を希望する弁護士及び同弁護士から委任を受けた法律事務所の事務職員（以下「利用者」という。）は、第4の1の専用端末が設置された部署の裁判所職員（以下「職員」という。）に対し、利用の申込みをする。

その際、利用者は、備付けの「Web 版量刑検索システム利用簿」（書式は別紙様式のとおり。以下「利用簿」という。）に以下の事項を記載する。

- (1) 利用資格（検察官・弁護士の別）
- (2) 利用対象者である検察官又は弁護士の氏名
- (3) 担当又は受任している裁判員裁判対象事件の事件番号

※ 起訴前の場合、検察庁における事件番号を記載する（判明している場合のみ）。

- 2 利用の申込みを受けた職員は、利用者が検察官、弁護士の資格を有するか、検察事務官、弁護士の委任を受けた法律事務所の事務職員であるかをそれぞれ確認する。その際、必要に応じ、身分を証明する書類（法律事務所の事務職員の場合、弁護士作成の委任状及び運転免許証等の身分証明書）等を提示させると変更する。

第4 別紙様式「Web 版量刑検索システム利用簿」中、「利用者氏名」欄を「利用対象者氏名」欄と変更する。

(軽易文書)

平成21年5月20日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 河 本 雅 也

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、裁判員制度施行日より、検察官及び弁護士による Web 版量刑検索システムの利用が開始される予定として、各庁において、平成21年2月18日付け当職事務連絡「検察官及び弁護士による Web 版量刑検索システムの利用について」を参考にした運用をご準備いただいているところですが、最近になって、各地の検察庁及び弁護士会から、起訴前の裁判員裁判対象事件を担当（又は受任）している検察官及び弁護士も利用対象者とする事、検察事務官及び法律事務所の事務職員にも Web 版量刑検索システムの開示専用端末を操作させることについての要望が寄せられました。

裁判員裁判の円滑な実施のため、裁判所としても運用面で改善できる点は積極的に対応すべきであることから、本日付け当職事務連絡「検察官及び弁護士による Web 版量刑検索システムの利用について」を発出いたしました。

なお、平成21年2月18日付け当職事務連絡「検察官及び弁護士による Web 版量刑検索システムの利用に関する事務について」別紙の第2の1は、「利用者が検察官、弁護士の資格を有するか、検察事務官、弁護士から委任を受けた法律事務所の事務職員であるかをバッジや身分証明書等の提示その他の方法により、それぞれ確認する。」に、同第2の2は、「利用の時点で裁判員裁判対象事件（検察庁における事件番号が付された以降のもの）を担当又は受任していることについては、利用者による利用簿への該当事件番号（起訴前の場合は、検察庁における事件番号

(判明している場合のみ)) の記載によって確認する。」に変更し、同 2 の 3 は、これを削除した取扱いが相当であると考えます。

法律事務所の事務職員が利用の申込みを行う場合、弁護士作成の委任状を提示させることについては、当局と日本弁護士連合会との協議において了解を得られております。

なお、印刷した帳票を被告人に交付できない旨を適宜な方法で利用者に伝えるようにしてください。

運用変更の趣旨をご理解の上、ご協力くださるようよろしくお願いいたします。

敬 具

(軽易文書)

平成21年9月8日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 河 本 雅 也

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、検察官及び弁護士による裁判員量刑検索システムの利用については、各庁において、平成21年2月18日付け及び同年5月20日付け当職事務連絡「検察官及び弁護士による Web 版量刑検索システムの利用について」を参考にした運用を行っていただいているところです。

今般、ある庁から、控訴審において裁判員裁判対象事件を担当（又は受任）する検察官及び弁護士が同システムの利用対象者に含まれるかについて照会がありました。そもそも、裁判員裁判において検察官及び弁護士に裁判員量刑検索システムの利用を認めた目的は、行為責任の原則に則った量刑評議を行うことを可能とするような量刑の主張・立証をしてもらうためであるところ、控訴審又は上告審で裁判員裁判対象事件を担当（又は受任）する検察官及び弁護士が、その訴訟準備等のため、裁判員裁判においてなされた訴訟当事者間の量刑の主張・立証の前提を確認し、行為責任の原則に則った量刑の主張・立証をする上で、裁判員量刑検索システムの利用が必要となる場合もあり得るところです。

よって、控訴審又は上告審で裁判員裁判対象事件を担当（又は受任）する検察官及び弁護士についても、裁判員量刑検索システムの利用を認めることが相当であり、前記事務連絡において同システムの利用対象者を規定した「利用の時点で裁判員裁判対象事件（検察庁における事件番号が付された以降のもの）を担当（又は受任）

している検察官及び弁護士」とは、控訴審及び上告審も含むと解するのが相当と思われる。

なお、高等裁判所、最高裁判所の各刑事訟廷事務室には、検察官及び弁護士のための開示専用端末は整備されていないことから、控訴審又は上告審で裁判員裁判対象事件を担当（又は受任）する検察官及び弁護士については、最寄りの地方裁判所（裁判員裁判実施庁）に整備されている開示専用端末を利用してもらうこととなります。

運用変更の趣旨をご理解の上、ご協力くださるようよろしくお願いいたします。

敬 具

平成22年1月21日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 河 本 雅 也

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、裁判員量刑検索システム（以下「本システム」という。）の個別事件のデータ登録に当たっては、相互チェック（入力担当者以外の裁判体構成員によるチェック）等を行って、誤った入力となされないよう対策を講じられていることと思います。これに加え、当分の間、当局においても、各庁で本システムに登録された個別事件のデータを確認させていただくこととしました。

そこで、裁判体における入力及び確認作業並びに地方裁判所及び刑事局における確認作業の流れを、別紙のとおりまとめましたので、今後はこれによって作業を行ってください。

つきましては、本書簡を関係の裁判官及び裁判所職員に適宜回覧するなどして周知してください。

敬 具

各裁判体における入力・確認作業

仮登録	入力担当者
	(判決宣告後、速やかに) 事件データを入力し、仮登録を行う。



確認	入力確認者
	仮登録された事件データの内容を確認する。



本登録	入力又は確認担当者
	(確定又は上訴された時点で速やかに) 事件データの本登録を行う。

訟廷事務室・各裁判体との連携

確定・上訴入力	訟廷事務室、裁判体入力担当者
	登録対象事件の確定、上訴(上訴結果)について、訟廷事務室と各裁判体入力担当者との間で情報を共有する。

地方裁判所及び刑事局における事件データの確認の流れ

地方裁判所(支部を含む)
前月末までに終局した事件の判決写しを毎月15日までに刑事局に送付する。 (例1月15日) ※判決書未作成の事件は翌月分の送付とする。



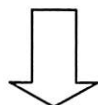
刑事局
判決写しと本登録された事件データを毎月末日までに確認する。 (例1月29日)



連絡を受けた事件データについて、各裁判体において再確認を行う。



再確認が必要と思われる箇所を翌月1日までに各地方裁判所に対し通知する。(例2月1日) 【通知方法】※ ①システム上の不備通知機能を利用 ②個別事件票の郵送等 ☆再確認の必要がない事件データについては、「承認」作業を行う。
--



再確認の結果を翌月10日までに刑事局に通知する。(例 2月10日)



翌月15日までにデータの修正・承認を行う。 (例 2月15日)

①不備通知機能を利用する場合
必要な事件データの入力等を行った上で登録する。



修正された事件データを確認した上で「承認」作業を行う。

②個別事件票の郵送による場合
確認した結果を個別事件票に記載した上で返送する。



個別事件票の内容を確認した上で必要に応じて事件データの修正を行った上で「承認」作業を行う。

※ 再確認の対象となる事件数及び内容等により、毎月、庁ごとに①、②のいずれかの方法が選択されることになる(同一庁の中で2つの方法が混在する取扱いはない。)

平成24年3月23日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 高 橋 康 明

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、裁判員量刑検索システム（以下「本システム」という。）のデータ登録及び検索機能の改修については、3月15日付け当職事務連絡「裁判員量刑検索システムの改修内容について」でお知らせしたとおりです。

本システムのデータ確認等のため、平成22年1月21日付け当職書簡により判決書写しを送付していただいているところですが、本改修に伴い、今後は、送付要領を別紙のとおりとしますので、よろしくお取り計らいください。 敬 具

(別紙)

送 付 要 領

1 判決書写しの送付の対象となる事件

- (1) 本システムの登録対象事件 (※)
- (2) 裁判員が審理に関与した事件 (ただし、(1)に該当するものは除く。)
- (3) 控訴審において、刑事訴訟法 397 条 2 項以外の理由により第一審判決を破棄し、処断罪について本システムの登録対象 (※) の罪を認定し (自判)、有罪が確定した事件の控訴審判決書写し
- (4) 上告審において、第一審判決又は控訴審判決を破棄し、処断罪について本システムの登録対象 (※) の罪を認定し (自判)、有罪が確定した事件の上告審判決書写し
- (5) 裁判員法 71 条 1 項の区分審理決定をし、部分判決を宣告した区分事件

2 送付期限

- (1) 1 の(1)(2)につき、終局した月 (又は判決書が作成された月) の翌月 15 日まで
- (2) 1 の(3)(4)につき、上訴審から記録が戻された月の翌月 15 日まで
- (3) 1 の(5)につき、部分判決を宣告した都度速やかに

3 送付方法

1 の(1)ないし(4)については最高裁判所刑事局第二課裁判員手続第二係あてに、1 の(5)については同課裁判員手続第一係あてに送付する (地方裁判所支部から直送可)。

※ 本システムの登録対象事件

(1) 裁判員裁判の対象となる罪が処断罪となった事件。

(2) (1)のほか、次の罪が処断罪となった事件。

【強姦編】強姦，同未遂，準強姦，同未遂，集団強姦等，同未遂

【放火編】非現住建造物等放火（刑法１０９条１項の場合に限る。），同未遂，
建造物等以外放火（刑法１１０条１項の場合に限る。）

【薬物編】覚せい剤の営利目的所持（既遂・未遂）

(訟ろ－15－A)

平成24年3月23日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 植 村 稔

裁判員量刑検索システムの運用要領の改正について

(事務連絡)

現在、裁判員量刑検索システム（以下「本システム」という。）のデータ登録及び検索機能の改修を行っており、平成24年3月26日付けでその運用を開始する予定です。

ついては、平成20年4月1日付け当職事務連絡「Web版量刑検索システムの運用要領について」の別紙運用要領の一部を下記のように改正します。

また、改修内容等をまとめた文書を別途送付しますので、本システムのデータ登録及び検索にあたっては、平成24年3月26日以降、これらによってください。

記

1 第5の2に次のように加える。

(3) 高等裁判所又は最高裁判所において判決の宣告がされた事件で、刑事訴訟法397条2項以外の理由により第一審判決を破棄し、処断罪について(1)又は(2)の登録対象の罪を認定し（自判）、有罪が確定した事件。

2 第6の5中「この際、上訴審において破棄（2項破棄の場合を除く。）されたデータは、検索の対象から除かれる。」を削る。

3 第7の1のただし書を次のように改める。

ただし、上訴審において破棄されて差戻し等となったデータについては、検索

の対象から除かれる。

（参考）改正後の運用要領

第1 利用対象者

本システムを利用できるのは、以下の者とする。

- 1 地方裁判所本庁及び支部（合議事件を取り扱う支部に限る。）に所属する刑事事件担当裁判官
- 2 高等裁判所本庁及び支部に所属する刑事事件担当裁判官
- 3 刑事局職員
- 4 1ないし3以外で、特に必要が認められる裁判所職員

第2 利用環境

- 1 原則として、執務室において、各自に配付されているJ・NETに接続可能な端末を利用する。
- 2 必要に応じて、評議室に別途整備されるJ・NETに接続可能な端末を利用することも差し支えない。

第3 利用権限

- 1 本システムの基本的な機能としては、データの検索、登録及び承認の各機能並びにデータ及びシステムの管理機能があり、本システムの管理者は、これらの機能すべてを利用する権限を有する。
- 2 本システムの管理者は、刑事局において本システムの運用事務を分掌する係の担当課長補佐とする。
- 3 本システムの管理者は、刑事局において本システムの運用事務を分掌する係の中から、その事務を補助する者を指名する。指名された者は、管理者と同一の利用権限を有する。
- 4 第1の1に該当する者は、検索権限（検索機能を利用できる権限）及び登録権限（登録機能を利用できる権限）を有する。
- 5 第1の2に該当する者は、検索権限のみを有する。
- 6 第1の4に該当する者は、原則として、検索権限のみを有する。ただし、本

システムの管理者が認めた場合は、この限りではない。

第4 アクセス及びログイン

1 アクセス

- (1) 各端末において、インターネットエクスプローラーを起動し、アドレス欄に  とURLを入力することで、本システムにアクセスする。
- (2) 上記URLを「お気に入り」に登録することを推奨する。

2 ログイン

- (1) ログイン画面に所定のID及びパスワードを入力することで、本システムにログインする。
- (2) ID及びパスワードについては、本システムの管理者から別途配付する。
- (3) ログインIDについては、本システムの利用権限及び登録データの処理とリンクしているため、必ず自分に配付されたものを使用する。
- (4) パスワードについては、本システムの管理者において、変更されることがある。

第5 データの登録

1 データベースの構成

- (1) 本システムのデータベースは、殺人編、傷害致死編、強盗致死傷編、強姦編、放火編、危険運転致死編、薬物編、銃刀法編及びその他編の9事件種で構成されている。
- (2) 処断罪に対応する編（事件種）にデータ登録を行う。

2 登録対象事件

平成20年4月1日以降に判決の宣告がされた事件のうち、以下に該当するものを登録する。

- (1) 地方裁判所において判決の宣告がされた事件で、裁判員裁判の対象となる罪が処断罪となった事件。

(2) (1)のほか、地方裁判所において判決の宣告がされた事件で、次の罪が処断罪となった事件。

【強姦編】強姦，同未遂，準強姦，同未遂，集団強姦等，同未遂

【放火編】非現住建造物等放火（刑法１０９条１項の場合に限る。），同未遂，
建造物等以外放火（刑法１１０条１項の場合に限る。）

【薬物編】覚せい剤の営利目的所持（既遂・未遂）

(3) 高等裁判所又は最高裁判所において判決の宣告がされた事件で，刑事訴訟法３９７条２項以外の理由により第一審判決を破棄し，処断罪について(1)又は(2)の登録対象の罪を認定し（自判），有罪が確定した事件。

3 登録担当者

地方裁判所の本庁及び合議取扱支部においては，各庁ごと（複数の刑事部がある庁においては，各部ごと）に，登録権限を有する者の中から，登録担当者を決める。

4 登録時期

2に該当する事件が確定するか又は上訴された時点で所定事項の入力作業を行い，データ登録を行う。

また，判決後速やかに所定事項の入力作業を行い，いったん仮登録した上，当該事件が確定するか又は上訴された時点でその旨を追加入力し，データ登録を行うこともできる。

第6 データの承認

1 承認担当者

第3の3に基づいて本システムの管理者から指名された者が，承認担当者となる。承認担当者は，登録されたデータを点検し，不備がなければ承認処理を行う。

2 承認の効果

承認担当者が承認処理を行うことで，確定事件であるか，上訴事件であるか

を問わず、当該データは検索対象となり、全国の端末から参照可能となる。

3 不備通知

承認担当者は、データに不備がある場合、登録担当者（当該データを登録した者と同じIDでログインした者）の端末に対し、システム上で不備通知を発する。ただし、自らデータの不備を修正し、承認処理を行うこともできる。

4 不備修正

承認担当者から不備通知が発せられると、当該データの登録担当者（当該データを登録した者と同じIDでログインした者）の端末の登録・更新メニュー画面に「不備修正」というステータスでデータが表示されるので、当該データを開いて通知内容を確認し、必要な修正を行った上で、再度登録を行う。

承認担当者はこれを点検し、不備がなければ承認処理を行い、さらに不備があれば3を繰り返す。

5 上訴更新

上訴事件のデータが承認されると、当該データの登録担当者（当該データを登録した者と同じIDでログインした者）の端末の登録・更新メニュー画面に「上訴中」というステータスでデータが表示され続けるので、当該事件が確定して上訴審の結果が判明した時点で、当該データを開いて上訴結果を入力し、データを更新する。

承認担当者は、これを確認の上、承認処理を行う。

この結果、上訴中の事件として検索の対象となっていたデータは、確定したデータとして上訴審の結果とともに検索の対象となる。この際、~~上訴審において破棄（2項破棄の場合を除く。）されたデータは、検索の対象から除かれる。~~

第7 データの検索

1 検索対象データ

確定したか、上訴中であるかを問わず、承認担当者によって承認処理が行われたすべてのデータが検索の対象となる。ただし、上訴審において破棄~~（2項~~

破棄の場合を除く。)されて差戻し等となったデータについては、検索の対象から除かれる。

2 検索結果表示データ件数制限

J・NET回線への過重負荷の回避と本システムのレスポンス維持のため、1000件を超えるデータがヒットした場合には、検索結果が表示されない。

第8 出力帳票

1 量刑分布表・グラフ

(1) 概要

検索条件に該当する事件データの判決について、量刑の分布を表及びグラフで示すものである。

(2) 量刑区分

表示可能な量刑区分は、死刑、無期刑（懲役と禁錮は合算）、有期刑（懲役と禁錮は合算、実刑・保護観察・執行猶予は区別して表示、不定期刑は長期をもって表示する。）である。そのうち、有期刑の年月数による量刑区分については、1年を基本とし、6月、2年、3年及び5年をそれぞれ集計単位として任意に選択して表示できる。

(3) 帳票の形式

帳票は、各編（事件種）共通様式のA4縦で印刷される。1ページが基本であるが、表示条件によっては2ページ以上にわたる場合がある。

グラフは色と模様で区別されるため、カラー印刷及びモノクロ印刷のいずれにおいても判別することが可能である。

2 事例一覧表

(1) 概要

検索条件に該当する事件データについて、各登録事項（ただし、主として処断罪に関する基本フォームの内容に限る。）を一覧表で示すものである。

(2) 表示項目

表示される項目（量刑因子）は、処断罪ごとに異なる。

(3) 帳票の形式

帳票は、1 ページ当たり 10 件ずつ、A3 横で印刷される。

(4) 印刷データ件数制限

J・NET 回線への過重負荷の回避と本システムのレスポンス維持のため、100 件を超えるデータがヒットしている場合には、印刷されない。

3 個別事件票

(1) 概要

検索条件に該当する事件データについて、各事件ごとに登録内容のすべてを登録画面と同形式で表示するものである。ただし、裁判所名及び事件番号等は表示されない。

(2) 表示項目

表示される項目（量刑因子）は、各編（事件種）ごとに異なる。

(3) 帳票の形式

帳票は、基本フォームと補助フォームが各 1 頁ずつ、A4 縦で印刷される。

第9 その他

- 1 本システムのデータを登録する際には、入力内容に誤りや漏れのないことを十分に点検する。

なお、登録済みデータを修正する必要がある場合には、速やかに承認担当者へ適宜の方法で申し出る。

- 2 本システムのデータには、被告人など事件関係者のプライバシーにかかわる情報が含まれている場合があるため、データ（印刷された帳票を含む。）並びに ID 及びパスワードの管理には十分注意する。

なお、事故が生じた場合には、速やかに本システムの管理者へ報告する。